

巻頭言

リーガル・エンジニアリング

Legal Engineering

戒能 民江

Tamie KAINOU

本学の生活科学部で、はじめて「生活工学」という概念に出会った。「土木工学」や「人間工学」くらいしか知らない浅学非才の門外漢からすれば、「生活」と「工学」のドッキングには新鮮な驚きを感じたものである。

「工学」は英語で言うと engineering, 辞書をひもとくと、工学の他に、設計、工作、策略などの言葉が並ぶ。ラテン語では創意という意味もあるようだ。「工学」という言葉は、私が専攻している法学と無縁のものではない。

最近、「シビル・ロー・エンジニアリング」という「新語」を目にした（大村敦志（2005）『生活のための制度を創る』有斐閣）。直訳すると「民法工学」だが、「シビル・ロー」は歴史的には「ローマ市民の法」を意味する。生活者の視点から制度を創造するために、「法」を道具あるいは技術として使うことで、現代版「市民の法」をめざすというのが、この「新語」の意味するところであるようだ。

実際には、「法」は私たちの生活に身近な存在とはなっていない。「裁判沙汰」とか「法の網をくぐり抜ける」など、たしかにろくな言葉しか浮かんでこない。なるべく「法」のお世話になりたくない、かかわりたくないというのが大方の本音であろう。逆に、「法」は絶対であり、規則がすべて、「悪法も法」だとかたくなに信じ込んでいる向きもある。大体、法の言葉が難しすぎて、小難しい議論など官僚や法曹などの専門家に任せておけばよいと考えるのも無理はない。

だから、日本の社会では、自分たちの生活で困っていること、問題になっていることを解決するための「道具」として、自分たちで「法」を使いこなそうという発想にはならなかった。「法」は、長らく、市民自身のものではなく専門家の独占物であった。市民は「裁かれたり」、「規制されたり」する受け身の存在であったのだ。

ところが、この10年ほどの間で、市民の側に変化が生まれつつある。困っている人、問題を抱えている人がいると、そこには、何とかしたい、改善したいと考える人びとが出てきた。何とかするために「法」という道具を使って新たな制度を創る動きが、さまざまな場面で始まっている。たとえば、子どもの虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）、虐待や暴力をふるった人を刑務所に入れるだけでは問題は解決しない。被害者をどこでだれが守るのか、心身の傷をどうやって癒すのか、暴力から逃れた後の生活はどうするのか、これ以上暴力にさらされないためにどうするのか、問題解決のためにやるべきことはたくさんある。だれでも公平に守られ、平穏な生活を保障されるためには制度化が必要だし、そんなときこそ、法の出番だ。知恵や経験を出し合って、法律制定を働きかけたり、具体的な提言をしたり、市民たちの制度設計の動きはなかなか活発だ。

そんな人びととともに進める「リーガル・エンジニアリング」も法学研究の一つの姿である。生活工学とつながるところがあるのではないかと、勝手な推測をしている。

(生活科学部長)